

## 意見案第7号

### 特別支援学校の設置基準策定等を求める意見書

特別支援学校の在籍者数の増加により、慢性的な教室不足が続いており、令和元年段階で全国の特別支援学校で3162教室が不足し、本道においても112教室が不足している。

国は教室不足を解消するため、令和2年度から令和6年度までを「集中取組期間」とし、各学校設置者が、「集中取組期間」において、特別支援学校の新設や増築を行ったり、ほかの学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保するなどに取り組めるよう、特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について国庫補助の算定割合を引き上げている。

よって、国においては、特別支援学校の教育環境のさらなる改善のため、特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を早急に策定すること。また、特別支援学校は対象となる障がいの種類や程度、在籍する子どもの年齢に大きな幅があり、地域の実態や特別支援学校の障がい種や学部等を踏まえて多様な形態で設置がなされていることから、設置基準は全ての特別支援学校におおむね共通する内容と個別に応じて配慮が必要な内容を併せた、特別支援学校を設置する上で必要な最低基準とするとともに、国の責任において財源を措置することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊